



**募 集**

**消費生活相談員、  
相談員補助募集**

消費生活相談やあつせんに  
対応する消費生活相談員、相  
談員補助を募集します。

◆定員 2人

◆勤務先

西諸県地域消費生活  
相談窓口（市民課内）

※毎週火曜はえびの市役所、  
毎月第2水曜は高原町役場  
での出張相談となります

◆雇用期間

採用日～令和6年3月31日

◆給与

消費生活相談員

時給1069円から

消費生活相談員補助

時給950円から

◆勤務日時

消費生活相談員

月曜～金曜の週5日、9時

16時の6時間勤務

消費生活相談員補助

月曜～金曜の週5日、8時

30分～17時15分のうち7時間

勤務

※どちらも祝日は除く

◆対象

消費生活相談員

消費生活相談員資格、消費  
生活アドバイザー資格のいず  
れかを有する人か同等以上の  
専門的な知識および技術を有  
すると市長が認めた人

◆消費生活相談員補助

消費者問題の解決に意欲を  
持ち、消費生活相談員資格取  
得支援制度に参加できる人

◆応募方法

申込書類を総務課へ提出

◆応募期間 随時

◆試験内容 面接

◆試験日・試験会場

随時連絡します。

◆問

市民課人権グループ

Tel 23・1141

**令和6年度学校給食  
用食材納入業者募集**

小林学校給食センターと小  
林東方学校給食センターの学  
校給食用食材納入業者を募集  
します。

◆応募資格

原則、市内に本店・支社ま  
たは、支店・営業所を有する  
事業者

◆申込方法

食材納入を希望する各セン  
ターの窓口か郵送で申請書を  
提出

◆申込締切 2月2日（金曜）

※郵送の場合は当日消印有効

◆申請書配布場所

各給食センター窓口

◆問

小林学校給食センター

Tel 25・1287

小林東方学校給食センター

Tel 22・2447

**県障がい者スポーツ  
大会出場者募集**

◆開催期日

令和6年5月12日（日曜）

◆場所 県総合運動公園ほか

◆種目

身体障がい

陸上競技、水泳、卓球、ア  
ーチェリー、フライングデ  
ィスク、ボッチャ

◆知的障がい

陸上競技、水泳、卓球、フ  
ライングディスク、ボウリン  
グ

◆精神障がい

卓球、バレーボール、ミニ  
バレーボール、グラウンドゴ  
ルフ

◆申込方法

窓口か電話

◆申込締切

1月25日（木曜）

◆問・問・福祉課

Tel 23・0111

**講座・催し**

**のじり生涯学習講座**

はじめてのフラダンス講座

ハワイの音楽に合わせて、  
フラを体験してみませんか

◆日時（全て火曜）

1月9日、23日、2月6日、  
20日、3月5日、19日

◆時間

10時～11時30分

◆場所

野尻町保健福祉センター

◆参加費 500円

※別途保険料150円

◆定員 15人

※申し込み多数の場合は抽選

◆申込締切 12月26日（火曜）

◆対象 市内在住、在勤の人

◆申込方法 窓口か電話

◆問・問・中央公民館

Tel 22・3482

**テナムの学校  
韓国語講座**

新しい学びの場「テナムの  
学校」。ドラマやアイドルな  
どで人気の韓国。そんな韓国  
の言葉を基本から学んでみま  
せんか。

◆日時 1月12日（金曜）

18時30分～20時

◆講師 志水徳子しみずのりこ氏

◆場所 TENAMUビル

2階交流スペース

◆対象 市内在住・在勤の人

◆定員 15人

◆費用（全3回） 500円

◆申込方法 窓口か電話

◆問・問・TENAMUビル

2階交流スペース

Tel 22・1076

**年末年始の休庁・休診**

◆市役所（各庁舎・出張所）

12月29日（金）～1月3日（水）

●問＝Tel 23 - 1111

◆市立病院（急患を除く）

12月29日（金）～1月3日（水）

●問＝Tel 23 - 4711



## 保健・福祉

### e・カフェに 参加してみませんか

地域の子どもや高齢者、認知症の人やその家族など、誰でも気軽に参加し、お茶や話をしたり、歌やゲームなどをして交流を深める場です。

地区	日程	時間	場所
小林	1月10日(水)	13時30分～14時30分	市社会福祉センター別館第1会議室
	1月17日(水)	10時～11時	細野小学校まちづくり協議会内会議室
須木	1月10日(水)	10時～11時30分	須木総合ふるさとセンター ※前日までに要予約
	1月17日(水)	10時～11時30分	永田館
野尻	1月17日(水)	10時～11時30分	心愛公民館(紙屋地区)

- 問  
小林市地域包括支援センター  
TEL 25・0707
- のじり地域包括支援センター  
TEL 44・2271
- 市社会福祉協議会須木支所  
TEL 48・2073
- 小林市西部地域包括支援センター  
TEL 27・2552

### 家族介護者の集い

介護をしている人と悩みや介護経験などについて語り合いませんか。予約不要、参加費無料で誰でも参加できます。

- ◆日時 1月13日(土曜)  
10時～11時30分
- ◆場所 小林市地域包括支援センター
- ◆内容 相談・質疑応答
- ◆講師 戸高一成医師  
※内村病院認知症サポート医
- 問  
小林市地域包括支援センター  
TEL 25・0707
- 小林市西部地域包括支援センター  
TEL 27・2552

### 保育士や保育教諭の 再就職を支援する 研修会

保育士などの人材確保を図るために、保育所などに勤務していない保育士・幼稚園教諭の資格のある人に対して、就職促進のための研修会を開催します。

保育の仕事に現場復帰を考えている人や、保育の仕事に興味がある人、保育士などに関心のある大学生・高校生も、この機会にぜひ受講してください。

- ◆日時 1月27日(土曜)  
14時～16時
- ◆場所 市社会福祉センター別館2階大会議室
- ◆講師 みやざき保育幼児教育センター 山田裕司氏
- ◆内容 保育園、認定こども園の現状と今後の動向
- ▼保育の仕事内容、子ども・保護者への関わり方など
- ▼復職保育士の体験談など
- ◆申込方法 こども課窓口か電話
- ◆参加費 無料

- 問  
小林保育会  
(認定こども園日章内)  
TEL 22・6043
- こども課  
TEL 23・1278



### ひきこもり家族会

ひきこもりでお悩みのご家族が気軽に交流できる場です。安心してお互いに語り合い、学び合い、一息つきませんか。

- ◆日時 1月21日(日曜)  
13時30分～15時30分
- ◆場所 市社会福祉センター別館第1会議室
- ◆内容 情報提供、出前講座、懇談会
- ◆対象 家族、経験者、支援者など

### 居場所「まる灯」

ひきこもりなど、生きづらさを抱えて立ち止まっている人、家族以外とのつながりが乏しい人などのための、家以外の安心安全な居場所に参加しませんか。まずは来られる時間に参加してください。

- ◆日時 1月21日(日曜) 13時30分～16時
- ◆場所 市社会福祉センター別館2階和室
- ◆対象 不登校・ひきこもりや社会の中で生きづらさを感じている人

### 不登校親の会準備会

ひとりで抱え込んでいませんか？不登校の子どもを持つ保護者がひと息つける場所を作りました。互いに語り合い、情報の交換をしてみませんか。

- ◆日時 1月21日(日曜)  
13時30分～15時30分
- ◆場所 市社会福祉センター別館第2会議室
- ◆内容 情報交換、懇談会
- ◆対象 家族、経験者、支援者など

●問=小林市社会福祉協議会 TEL 23-3466

## 案内

### 令和6年1月1日現在 固定資産税償却資産 の申告について

地方税法341条第4号に規定する償却資産を所有する事業者は、法人・個人を問わず申告する義務があります。

◆地方税法341条第4号に規定する償却資産とは  
①土地・家屋を除く事業用の資産(機械類や建築物、備品など)

②法人税法または所得税法の規定により減価償却額(費)として申告する資産のうち、次にあげる以外のもの  
・取得価格が少額な資産(例…取得価格が10万円未満または耐用年数が1年未満のもの)  
・その他政令で定める資産

#### ◆申告対象者

令和6年1月1日現在、市内に事業用資産を所有する人  
※工場や商店などの経営だけでなく、農業経営、アパート経営、太陽光発電による売電なども含まれますので  
ご注意ください

◆申告方法  
エルタックスによる申告  
または税務課、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課窓口、郵送にて申告書を提出ください。

- ◆申告締切 1月31日(水曜) 必着
- 問・税務課 TEL 23・0115

### 太陽光発電設備などの課税について

売電することを目的に家屋の屋根や土地に設置した太陽光パネルなどの設備は、固定資産税(償却資産)の課税対象となる場合があり、所定の様式での申告が必要になります。

◆申告方法  
※法人・個人は問いません  
エルタックスによる申告  
または税務課、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課窓口、郵送にて申告書を提出ください。

- ◆申告締切 1月31日(水曜) 必着
- 問・税務課 TEL 23・0115

◆表1 設置者および発電規模別課税区分

設置者	10キロワット以上の太陽光発電設備	
	10キロワット以上の太陽光発電設備	10キロワット未満の太陽光発電設備
個人(住宅用)	課税対象になります。	事業用資産にならないため、課税対象外となります。
個人(事業用)	事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電かに関わらず、償却資産として課税対象となります。	
法人	事業の用に供している資産のため、個人(事業用)と同じ取扱いです。	

◆表2 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備						
	パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等	蓄電池
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家屋	-	償却	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や家屋の要件を満たしていない構築物など)に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却	償却

家屋：家屋としての評価対象となるため、償却資産の申告は不要です。  
償却：償却資産に該当します。償却資産の申告が必要です。  
※設置方法によっては必ずしも上記の表のとおりでない場合があります。



## 年末年始のごみ収集と清掃工場・最終処分場への自己搬入

分別表・ごみ分別「虎の巻」に基づいて分別し、地区ごとに決められた収集曜日・集積所、または清掃工場・最終処分場へ搬入してください。なお、集積所へは前日、時間外の持ち込みはしないようお願いします。

月	日	曜	ごみ収集	清掃工場 最終処分場
12	28	木	通常どおり	通常どおり
	29	金	生ごみのみ	通常どおり
	30	土	-	-
	31	日	-	-
	1	月	-	-
	2	火	-	-
	3	水	-	-
1	4	木	通常どおり	通常どおり

※ 12月24日(日曜) 須木地区、  
12月28日(木曜) 北堤区のリサイクルは実施

●問=生活環境課 TEL 23-8122、清掃工場 TEL 24-0959

## その他

**地雷撤去のため  
書き損じはがきを  
集めています**

カンボジアの地雷被害を無くすため、書き損じはがきなどを集めて換金し、地雷撤去団体へ寄付しています。  
ハガキ2〜3枚で1平方メートルの地雷撤去費用になります。  
●対象品

書き損じ・未使用はがき、未使用切手、未使用テレホンカード、クオカードなど

◆期間

令和6年3月31日必着

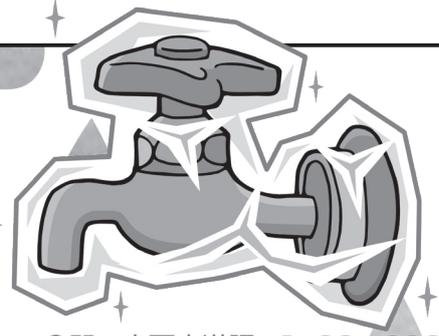
◆送付先

一般財団法人カンボジア  
地雷撤去キャンペーン宛  
福岡県福岡市早良区西新  
1-7-10・702

●問

一般財団法人カンボジア  
地雷撤去キャンペーン  
TEL 092-833-7575

## 水道管の 凍結・破裂 を防ぎましょう!

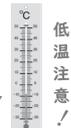


●問=上下水道課 TEL 23-0321

水道管が凍りやすくなるのは…

凍結する前に早めの対策を!

・最低気温が  
**-4℃以下**のとき



・留守にして数日間水道を使用しないとき



**凍ると大変です!**

水道水が使えない!

寒い日が続く凍結・破裂する家庭が増えると、すぐには工事業者が来られないことも…

修理にお金がかかります!



家庭の水道管は利用者の財産です。解氷作業や修繕工事は利用者の費用負担となります。

・日陰や風当たりが強いところの水道の確認  
水点下でなくても凍結することがあります。気象情報に注意!

・屋外にある露出した水道管や蛇口の保護

- ①ホームセンターなどで扱っている保温材などで覆いましょう。
- ②乾いた布類をひもで固定し、ビニール袋で覆う方法もあります。



・水道メーターボックス内の保護

ボックス内の空間に冷気が入り込まないように、発泡スチロールやタオルなどをビニール袋に詰め、空間を埋めましょう。

